

平成24年度の各組織の目標

Table with 2 columns: Department (e.g., 会計課, 経営政策部) and Goal (e.g., 適正な会計事務処理及び安全管理, 自治体経営の質を高め、市民満足度を向上させるための基盤を固める)

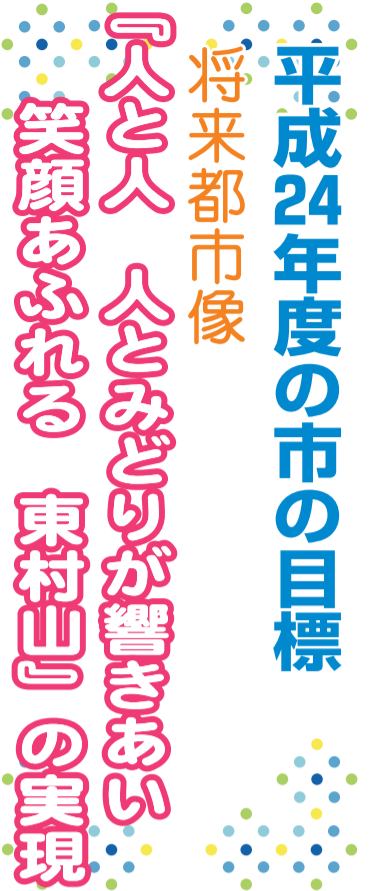
1年間に重点的に取り組む課題について、広く市民の皆さんにお知らせするとともに、職員の意識や行動の足並みをそろえるため、目標管理制度を実施しています。

24年度は昨年度に引き続き、第4次総合計画の「将来都市像『人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山』の実現」とし、これに基づき各組織の目標を設定しました。(左表参照)

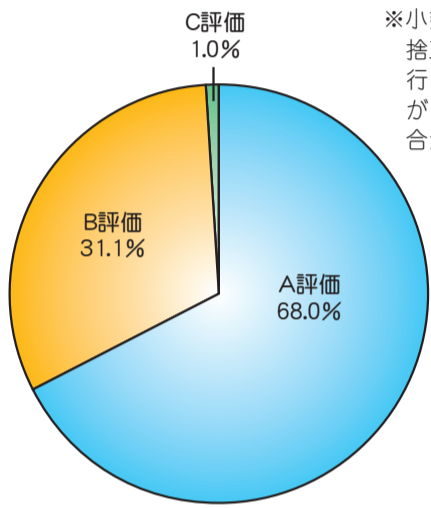
目標管理制度の考え方

市の目標

具体的な取り組み項目



平成23年度の目標管理制度の評価結果



※小数点以下第2位を四捨五入して端数処理を行っているため、合計が100%にならない場合があります。

24年度の目標管理制度は、第4次総合計画と第4次行財政改革大綱を推進することを目的としました。具体的な取り組み項目の設定は、第4次総合計画平成24年度版実施計画にあげた全132事業のうち、24年度に実施する事業と、第4次行財政改革大綱第1次実行プログラムのうち前期基本方針1〜5の全79項目を取り上げました。それぞれの項目について、「どの水準まで」という方法で、取り組みの内容を整理しています。

23年度も、市の目標を「将来都市像『人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山』の実現」とし、これに基づいて各組織の目標を設定しました。具体的な取り組み項目には、第4次総合計画と第4次行財政改革大綱にあげた実施項目と市や各組織の目標につながる取り組みを設定し、1年間の成果を項目ごとに、A・B・Cの3段階で評価しました。

- A評価…具体的な取り組みで設定した水準(「どの水準まで」)を達成
B評価…設定した手順、作業(「どのような方法で」)に取り組んだが、水準を未達成
C評価…設定した手順、作業(「どのような方法で」)に未着手

平成23年度及び24年度の目標管理シートは、次の方法・場所でご覧になれます
○市のホームページの「新着情報」
○情報コーナー(本庁舎1階)
○各図書館
お問い合わせ 経営政策部行政経営課

表1 70歳未満のかたの自己負担限度額と入院時食事代

Table with 3 columns: 所得区分(世帯単位), 医療費の自己負担限度額(月額), 食事代(1食)

※1 「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が基準額(上位所得者500,000円、一般267,000円)を超えた場合、その超過分の1%です。
※2 ()内は過去12か月間に4回以上該当した場合の4回目以降の額です。

表2 70歳~75歳未満のかたの自己負担限度額と入院時食事代

Table with 4 columns: 所得区分(世帯単位), 医療費の自己負担限度額(月額) (外来/入院), 食事代(1食)

※1 「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が267,000円を超えた場合、その超過分の1%です。

一部負担金の割合の決定基準

Table with 2 columns: 基準, 一部負担金の割合

※一部負担金の割合は、平成20年4月1日から2割となる予定でしたが、国の政策により平成25年3月31日まで1割のまま継続されることとなりました。

- ① 70歳~74歳の国保加入者が1人の世帯で、その収入が383万円未満の場合
② 70歳~74歳の国保加入者が2人以上の世帯で、その合計年収が520万円未満の場合
③ 70歳~74歳の国保加入者が1人で、さらに国保加入後に、後期高齢者医療制度に

24年度の住民税の申告をしていない国民健康保険加入者のかたは、所得区分の判定ができないので、必ず申告をしてください。
国民健康保険に加入して高額な外来診療や入院治療を受けられるかたへ
8月1日から有効の「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行受付を開始します。
国民健康保険証とともに医療機関等へ提示することにより、医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。(表1・表2参照)
国民健康保険加入者で70歳未満のかた
国民健康保険加入者で70歳~75歳未満の非課税世帯(世帯員全員)のかた
認定証の有効期間 平成24年8月~平成25年7月末
★継続申請のかたは、期限の切れる「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちください。
★医療機関で受診する際には、保険証と高齢受給者証を必ずお持ちください。
一部負担金の割合が3割のかたで、次の①②③のいずれかに該当する場合は、申請により2割(平成25年3月31日までは1割)となります
① 70歳~74歳の国保加入者が1人の世帯で、その収入が383万円未満の場合
② 70歳~74歳の国保加入者が2人以上の世帯で、その合計年収が520万円未満の場合
③ 70歳~74歳の国保加入者が1人で、さらに国保加入後に、後期高齢者医療制度に

平成25年度の市職員募集
職種・募集人数・受験資格
平成25年4月1日から勤務できるかた。
○一般事務(25名程度) 昭和三十九年4月2日~平成3年4月1日生まれ
○土木(2名程度) 昭和三十九年4月2日~平成3年4月1日生まれ
○保育士(1名程度) 昭和三十九年4月2日以降生まれ
○栄養士(2名程度) 昭和三十九年4月2日以降生まれ
★採用説明会
※対象は、一般事務、土木のみ
日時 8月3日(金)・4日(土)午前10時~11時30分、午後2時~3時30分
場所 いきいきプラザ3階マールメディアホール
内容 採用試験概要、業務内容紹介、個別相談など
※申込み不要、直接会場へ問い合わせ 総務部人事課

今月の納税
固定資産税・都市計画税第2期
国民健康保険税第1期の納期限は7月31日です。
市税納付の日曜窓口
7月29日(日)
市税(市・都民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税)納付の日曜窓口を開設します。
当日は納税相談(要予約)を行っていますので、ご利用ください。
日時 7月29日(日) 午前9時~午後3時
場所 本庁舎2階納税課
※地下1階の夜間受付よりお入りください。
※納税証明書・課税証明書・非課税証明書の発行はできません。
※本人以外のかたが、納税相談をする場合は、本人の委任状が必要です。